

## キルギスへの外国人入国禁止措置の緩和

令和2年8月21日

●キルギス政府（首相府）は、8月20日付の公式サイトにおいて、キルギスへの外国人（無国籍者含む）入国禁止措置（3月17日導入）を緩和し、留学生、定住者、当地医療機関で治療を要する者、親族の葬儀に出席する者について、必要な証明書を携帯することで入国を許可すると発表しました（※1）。本緩和措置は、20日より導入されています。

●これにより、キルギスへ入国可能な外国人（無国籍者）は

1. 外交団及び国際機関の関係者等
2. キルギス国籍者の近親者（配偶者、両親、子供）
3. キルギスの労働ビザ（W1、W2）所持者
4. 留学生
5. 定住者
6. 当地医療機関で治療を要する者
7. 親族の葬儀に出席する者

となります。

●現時点でマナス空港におけるPCR検査や体温検査は実施されていませんが、PCR検査の陰性証明書の持参を入国必須条件とする動きも見られる等、状況は流動的です。必要に応じ、事前に在京キルギス大使館へお問い合わせください。なお、入国後はホテル、自宅等における14日間の自主隔離措置が求められていますので、注意が必要です。

※1：留学生は「在学証明書」が必要です。入手方法等については各大学にお問い合わせください。定住者は「定住者証（二つ折り、旅券様のもの）」が必要です。当地医療機関で治療を要する方は、同必要性を記載した証明書が必要です。親族の葬儀に出席する方は、親族であることが分かる証明書、親族の死亡した事実が分かる証明書が必要です。

### 【問い合わせ先】

在キルギス日本国大使館

所在地：ビシュケク市ラザコヴァ通り16番地

16, Razzakov Str., Bishkek, 720040, Kyrgyz Republic

電話番号：(0312) 300050 / 300051 FAX：300052

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>